

平成26年度第2回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成26年11月6日(木) 13:30~14:40

2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階2号会議室

3 委員定数 15名

4 出席委員 10名

(佐藤会長、榮委員、杉原委員、鈴木委員、永田委員、黒坂委員、
小泉委員、浅井委員、齊藤委員、本間委員)

5 傍聴者 1名

6 議 題

(1) 前回答申の処理状況

(2) 諮問事項の審議

私立高等学校の設置認可について	(1件)
学校法人の寄附行為認可について	(1件)
私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について	(2件)
私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員増)認可について	(22件)
私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員減)認可について	(15件)
私立幼稚園の廃止認可について	(2件)
学校法人の解散認可について	(1件)
私立専修学校に係る目的変更認可について	(1件)
私立専修学校の廃止認可について	(1件)
学校法人の解散認可について	(1件)

(3) 報告事項

ア 計画了承案件の取下げについて

イ 平成26年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について

ウ 第69回全国私立学校審議会連合会総会について

(4) その他

7 議事の経過及びその結果

会長から、審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨の宣言後、鈴木委員、小泉委員を議事録署名人に指名した。

はじめに、前回答申の処理状況について資料1に基づき事務局から説明し、その後、諮問事項の審議に入った。

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立高等学校の設置認可及び学校法人の寄附行為認可について

北海道芸術高等学校の設置認可(諮問番号第1150号(1))及び学校法人恭敬学園に係る寄附行為認可(諮問番号第1150号(2))について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

北海道芸術高等学校は、構造改革特別区域法に基づき、株式会社日本教育工房が十勝管内の清水町から認可を受けて、平成18年4月に設置された株式会社立の学校であり、これまでも高等学校教育を行ってきております。

この度、将来の学校経営の継続性及び安定性及び公共性の維持、教育環境の充実を図るために、新たに学校法人を設立し、学校法人立の学校に変更するため、設置認可を申請したものです。

株式会社立学校の学校法人化に当たっては、「設置者変更」又は「学校設置」のいずれによるかは、認可庁が判断して差し支えないとの見解が文部科学省から示されておりまして、道におきましては、北海道の審査基準に基づき、新たに審査を行い私立学校審議会の諮問を経て、「新設」の認可の процедуру踏む必要があると判断しており、さきほど「前回答申の処理状況」でご報告いたしましたとおり、本案件につきましては、前審議会で設置計画についてご審議いただいたところです。

本日はいわゆる設置の本申請について、ご審議をお願いしたいと考えております。

道の審査基準におきましては、新たな私立高等学校の設置は当分の間抑制的に対応することとしておりますが、北海道芸術高等学校は不登校や学力不振に悩む生徒に加え、芸術分野を積極的に学びたいと望む生徒を受け入れることとしており、これは審査基準において、例外的な配慮をすることができるとしている「社会経済の急速な変化に伴う新たな需要に対応するため極めて必要性の高い」ものに該当すると判断しております。

それでは、資料2の1ページにしたがってご説明します。

申請内容の概要につきましては、計画を審議いただいた際、おおよそ報告しておりますので、設置計画申請時から変更となった部分などを主に説明いたします。

北海道芸術高等学校は「余市郡仁木町東町5丁目4番地1」に設置され、旧北海道仁木商業高等学校の施設を活用しております。設置者は、このあと寄附行為についてご説明いたしますが、学校法人恭敬学園となります。学校長は、記載のとおり予定されており、北海道置戸高等学校長など教育に関する職に長年従事しています。

5の目的、6の設置時期、7の課程等については、記載のとおりです。

なお、設置される学科は普通科であります。教育課程上、学校設定科目として芸術に関する科目を設置して、普通科の中に芸術に関する8つのコースを設定しています。

8の通信教育を行う区域については、計画段階では全国47都道府県としておりましたが、道の審査基準では、「他の都府県を教育区域に加えようとする場合にあっては、当該都府県及び都府県教育委員会の意見を聴き、これを尊重するものであること」と規定しており、事前に意見照会を行い、「支障がある」と回答があった8府県を除き、記載の39都道府県を教育区域とするものです。

9の教職員組織につきましては、記載のとおり基準を満たしております。

先ほども申しましたが、北海道芸術高等学校は、現在も株式会社立の学校として高校教育を行っており、現在の在校生は、学校法人立の学校となった場合の開設初年度に全て受け入れることとしています。これら生徒を含め、初年度から受入に十分な教職員数となっております。

なお、今年度の1年次及び2年次生の人数は、合わせて約850人弱であり、これらの生徒を、次年度の2年次生、3年次生として受け入れることと聞いております。

10の校地及び11の校舎についてですが、記載のとおり基準を満たしております。

なお、設置計画の審議の際にも説明いたしました。旧仁木商業高校の施設では体育館面積が基準に適合しなかったため、改修工事を行い、2,214.1㎡となり、審査基準を満たすこととなったものです。

12の経費及び維持方法についてですが、生徒納付金、その他収入をもって充てることとなっており、初年度及び次年度の収入と支出見込み並びに入学金、授業料等の金額は記載のとおりとなっております。

最後になりますが、備考欄に記載のとおり、本件は学校教育法の規定に基づき、あらかじめ文部科学大臣あてその内容を届け出なければならないこととなっておりますので、今回の審議会で「認可可」との答申をいただきましても、文部科学大臣がその内容を確認し、北海道に対し受理した旨を通知をした後の認可となります。

設置認可の説明は以上です。引き続き寄附行為認可申請について説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。諮問番号第1150号（2）学校法人恭敬学園の寄附行為の認可についてご説明します。

今ご説明した北海道芸術高等学校を設置する学校法人恭敬学園の寄附行為の認可について資料に基づきご説明します。名称は学校法人恭敬学園、法人の所在地は余市郡仁木町東町5丁目4番地1、設置する学校は北海道芸術高等学校、理事長予定者は坂井直樹氏、役員については理事定数が6人、監事定数が2人でいずれも任期は4年、評議員については定数が13人で任期が4年となっております。

私立学校法では、理事は5人以上、監事は2人以上、評議員は理事定数の2倍を超える数を必要としており、適正な人数で組織されております。

また、理事になれる方については、すでに株式会社立で高校運営をおこなっており、学校法人の管理運営に必要な知識や経験を有していることから、審査基準を満たしております。

次に財産の関係ですが、校地・校舎については、既に、仁木町に校地、校舎を取得しており、図書、教具・校具、備品と合わせまして、9千722万3千円の基本財産が、現在の設置者である株式会社日本教育工房から寄附されることとなっており、校地・校舎、図書、備品等も寄附後には、学校法人の自己所有となり、審査基準を満たしております。

運用財産の4億円についても、株式会社日本教育工房からの寄附金収入として見込まれております。審査基準にある「学校の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されることが確実である」ことを確認しております。

次に設立年度及び設立後3年の予算の概要ですが、経常的な経費である「人件費」、「教育研究経費」、「設備関係支出」などは、すべて納付金によって賄う計画であり、借入金等は発生しない見込みであります。運用財産の4億円についても、取り崩すことなく、次年度に繰り越されていく予算計画となっております。

審査基準のとおり、経常経費については、生徒納付金をもって充てるものとし、借入金を充てるものでないこと、また、毎年度の収支の均衡が保たれていることを確認しております。

なお、いただいた申請書類等により、道の審査基準をすべて満たしていることを確認しておりますので、申し添えます。以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【委員による現地調査】

○委員 北海道芸術高等学校の設置認可に係る現地調査を、10月31日（金）に学事課職員2名とともに行いましたので、その結果を報告します。

まず、学校関係者から、認可申請書類に基づき説明を受けるとともに、

校舎、設備等の整備状況について確認を行いました。

高等学校の概要につきましては、資料1ページに記載されているとおり、高等学校通信制課程として適切な内容であると認められます。

校舎及び設備ですが、一部の教具については、現在清水町の校舎で使用しているために仁木町に移転前のものがございました。理科実験用消耗品などで一部未整備のものもありましたが、必要な教室、設備が申請どおり整備されていることを確認しました。

また、現在清水町で使用している教具については、写真を送付するよう依頼し、先般、北海道芸術高等学校から送付されてきた写真を確認しています。なお、校舎の外壁について、塗装工事中でありましたが、今月、11月中に完成し、引渡しを受けることを確認しております。

現地調査を行った結果、校舎、設備等の整備状況についても適切であったと認められます。

現地調査後、芸術高校に対しては、今後とも必要に応じた設備等の整備や生徒の安全に配慮した授業展開、及びスクーリングを行う際の宿舍の手配に万全を期すよう、審議会委員としてお願いをいたしました。

現地調査の報告について、以上です。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(2) 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

小樽明峰高等学校の収容定員に係る学則変更認可(諮問番号第1150号(3))及び旭川龍谷高等学校の収容定員に係る学則変更認可(諮問番号第1150号(4))について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料2の3ページをご覧ください。

この2つの案件は、今日の少子化の進行に伴う、入学者の減少に対応するため、学校法人共育の森学園が設置している小樽明峰高等学校及び学校法人旭川龍谷学園が設置している旭川龍谷高等学校の収容定員の変更に係る学則変更認可申請があったものです。

変更の時期は両校とも平成27年4月1日を予定しております。現在設置している学科は両校とも普通科のみで、小樽明峰高校は各学年175人の収容定員を15人ずつ減じ、1学年160人とし、3学年合計では525人の収容定員を480人へと、45人減じようとするものです。

また、旭川龍谷高校は各学年260人の収容定員を20人ずつ減じ、1学年240人とし、3学年合計では780人の収容定員を720人へと、60人減じようとするものです。両校とも、設置基準上の支障は特にありません。よろしくご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員増)認可について

札幌円山幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1150号(5))から、わかばフレンドようちえんの収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1150号(26))までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

幼稚園の収容定員の増に係る園則変更認可に関する諮問案件について、ご説明いたします。資料は4ページから8ページまでとなっています。案件説明に先立ち、私立幼稚園の収容定員の変更に係る審査基準について、本年6月の審議会でも、審査基準について説明させていただきましたが、改めて説明させていただきます。

これまで、道では、定員審査に当たり、幼稚園設置基準等の国が定める教職員組織体制や施設及び設備の基準のほか、道独自の基準として、適正配置の観点から、地域における収容見込み幼児数などについての一定の基準を設けて審査を行ってきたところですが、「子ども・子育て支援新制度」の実施を見据えて、この道独自の基準について、本年4月に見直しを行ったところです。

この「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」及びその関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度で、平成27年4月、来年4月にスタートすることとなっています。

新制度の実施主体は、市町村となり、すべての市町村において地域の教育や保育のニーズを把握し、供給計画を策定することとなるほか、施設運営に係る公的助成について、私立幼稚園につきましても、申し出をしない限り、道からの私学助成ではなく、市町村から施設型給付を受けるようになり、この施設型給付は、都道府県が認可した私立幼稚園の認可定員の範囲内で、市町村が利用定員というものを定め、利用実績に応じて園に支払いをすることとなります。

こうした制度変更に伴いまして、私立幼稚園の設置認可等の審査基準において、国が定めた幼稚園設置基準を上回る独自基準を設けている他府県では、基準の見直しを含めた検討が進められており、本道においても、市町村が既存の幼稚園の協力の下に、地域ニーズに対応した計画策定が可能となるよう、地域における収容見込み幼児数に関する道独自基準を廃止することとし、本年4月に審査基準の改正を行ったところです。

この一部改正によりまして、本道の私立幼稚園の定員変更の際の審査基準は、幼稚園設置基準等の国が定める教職員組織体制や、施設及び設備の基準遵守、及び幼稚園の適正運営という基準を満たすことのみを要件とし、当該規定は、施行日である平成26年4月16日以降に収容定員の変更認可の審査を受ける者から適用されることとしております。

本日、諮問する定員増申請22件は、この審査基準の一部改正を受けて認可申請書の提出があったものです。

例年、11月の審議会で定員変更認可について諮問しておりますが、昨年の諮問件数は6件、一昨年は19件となっております。例年と比べて、今回の諮問件数が多くなっているのは、これまで定員超過していた幼稚園や定員を超える入園希望者がいたものの入園を断っていた幼稚園が、ただ今、説明させていただいたとおり、審査基準の一部改正を受けて教職員の配置状況や、施設基準の範囲内で定員を増やすこととしたことが要因と考えております。

それでは、諮問番号第1150号（5）から（26）までを一括してご説明いたします。概要のみ説明させていただきますので、各園の変更内容については資料によりご確認をお願いします。

4ページの諮問番号（5）から5ページの（11）までの7件は札幌市に所在する幼稚園、（12）は恵庭市、（13）は函館市、（14）は余市町、6ページの（15）は深川市、（16）から（18）までの3件は旭川市、（19）は富良野市、7ペー

ジの(20)から(22)までの3件は苫小牧市、(23)(24)は帯広市、8ページの(25)(26)は釧路市。以上、8市1町に所在する計22園から定員を増やす旨の申請があったものです。

定員変更の理由についてですが、各園とも、地域における入園希望幼児数の増加に対応するため、ということです。

22園の合計でいいますと、現行定員4,510名を5,310名に変更するものであり、全体で800名の定員増となっております。

なお、いずれの幼稚園も、教職員、施設の整備状況につきましては、幼稚園の設置基準を満たしております。

変更時期は、いずれも平成27年4月1日となっております。

以上、諮問番号第1150号(5)から(26)までを一括して説明させていただきました。ご審議、よろしく願いいたします

【審議、質疑応答】

- 会 長 　ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。
- 委員A 　26番、一番最後にあります、わかばフレンドようちえんの増が175名。4学級80名から9学級255名へ。突出している増加だと思うんですが、何か特別なものがあったんでしょうか。
- 事務局 　この幼稚園ですが、資料の一番下の備考欄に現在の受入園児数が記載されています。現在この幼稚園は231名の園児を受け入れております。さきほど審査基準の説明をいたしました。この幼稚園は認可定員が80名であったところ、通常毎年200名超の園児を定員超過して受け入れしていた幼稚園です。昨年度までの幼稚園の定員増に係る審査基準につきましては、「現に認可されている収容定員を超過して、就園させている数が70名以下であること」となっておりまして、70人以上超過しているこの幼稚園については、定員増の申請をすることができなかつた。審査基準を満たしていないので、定員増の申請を受け付けることができなかった幼稚園となっております。今回の審査基準の改正によりまして、この審査基準についても、道独自の基準でしたので、こちらについても廃止したことに伴い、施設等の基準を満たしているということで、今回申請が上がってきたものです。現行の国が定める幼稚園の設置基準を満たして、施設の基準、教職員の配置基準を満たして幼児を受け入れているという状況は、今までも、これからも変わらない状況だということですので、道の独自基準の中で、これまで申請できなかったものが、これを一部廃止したことによって、申請が可能となったという案件となっております。
- 委員B 　今回のこの件については、おそらく少子化による幼稚園の子ども数の減少、それから働くお母さんが出てきたことによる、保育園の待機児童への対応ということでの幼保一元化の国の施策の一つかと思われるんですが、例えば札幌市においては、かなり増えるかたち、それから他の地方都市においては、減少とういうかたちになってますけども、これで全てが解決するとは思わないんですが、今後の動向として、札幌市でこれで全て待機児童が減少するというわけでもないかと思うんですが、さらに、こういった申請が増えると道としては考えているんでしょうか。
- 事務局 　先ほど少し説明をさせていただいた「子ども・子育て支援新制度」

という制度、これは内閣府、文科省、厚労省が主体となって、全国で来年4月からスタートする制度になっております。この制度は各市町村が地域における教育・保育を必要とするニーズをきちんと把握して、適切な供給計画を立てようというもので、供給計画に沿って運営している施設に対しては、国がきちんとした財源を確保して、施設運営に充てる経費を措置するという仕組みになっております。この制度がスタートしますと、より地域に根ざした教育・保育が実施されます。これまで私立の幼稚園については北海道が認可をして指導監督を行っていましたが、この計画がスタートしますと、幼稚園については、道の認可という仕組みは変わらないんですが、お金を出す仕組みが道から市町村へ変わると。その中で市町村の供給計画に合った体制という指導も市町村からされるということになりますので、より地域に根ざした定員の配置ということが可能になるかと思えます。私立の幼稚園については、定員を増やす、減らすにつきましても、設置者の申請行為に基づきまして、認可をする仕組みになっておりますことから、今後は市町村がきちんとニーズを把握してその予想も踏まえた中で各幼稚園が対応できる仕組みに変わっていくのではないかと考えております。

(ほかに出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(4) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更（定員減）認可について

北光幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1150号（27））及び根室カトリック幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1150号（41））について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可に関する諮問案件について説明させていただきます。

資料は9ページから11ページまでの15件となります。定員の減に関しましては、毎年、恒常的に実員が定員を下回っている幼稚園を設置する法人に対し、適正定員についての検討をお願いしているところです。各法人において検討いただいた結果、本年度は幼稚園の収容定員の減に係る園則変更認可申請が15件提出されております。

例年、11月の審議会で定員変更認可について諮問しておりますが、定員減につきましても、昨年の諮問件数は6件、一昨年は11件となっており、例年と比べて、定員減に関しても諮問件数が多くなっているのは、これも、先ほどの定員増の場合と同様に平成27年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」を見据えての対応と考えております。

新制度が実施されますと、私立幼稚園についても、申し出をしない限り、道からの私学助成ではなく、市町村から施設型給付を受けることとなりますが、この施設型給付を受けることとした幼稚園に対しては、市町村が道が認可した定員の範囲内で利用定員というものを定め、幼稚園は利用定員の区分に応じた施設型給付を得て運営することとなり、この利用定員区分による園児一人あたり単価は、スケールメリットを考慮して小規模園ほど高く設定されております。

国では、利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合は、認可定員の範囲内であれば、利用実績に基づき市町村が定めるこ

とができるとしており、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続きを必ず求めるものではないとしているが、利用定員区分により園児一人あたり単価は、小規模園ほど高く設定されており、利用定員は、認可定員に一致させることを基本としていることから、新制度への移行を想定し、幼稚園が自主的に認可定員を実員と近づけようとしたことにより、定員減の申請が増加したのではないかと考えております。

それでは、諮問案件の説明をさせていただきます。本件につきましても、概要のみ説明させていただきますので、各園の変更内容については資料によりご確認ください。

全体で10市3町に所在する15園から定員を減らす旨、申請があったものです。

定員変更の理由についてですが、9ページの諮問番号1150号(29)太陽の子幼稚園を除く各園は、地域における入園希望幼児数の減少のためとなっておりますが、9ページの(29)太陽の子幼稚園は、「幼稚園型認定こども園」として、平成27年4月より幼稚園舎の余裕スペースを活用し、認可外保育施設を併設運営することを予定しており、この認可外保育施設の園児の受け入れを想定して、平成27年4月より幼稚園定員を減少するものです。

15園の合計でいいますと、現行定員2,005名を1,595名に変更するものであり、全体で410名の減少となっております。

なお、いずれの幼稚園につきましても、教職員数、施設の整備状況につきましては、幼稚園の設置基準を満たしており、定員減は妥当なものと考えております。

また、今回の定員減に対する影響についてであります。該当する幼稚園が所在する10市3町の私立幼稚園の総定員は、総園児数に対して余裕があり、園児の収容に影響はない状況となっております。

説明は以上です。ご審議お願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(5) 私立幼稚園の廃止認可について

愛幼稚園の廃止認可(諮問番号第1150号(42))及び津別青葉幼稚園の廃止認可(諮問番号第1150号(43))について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料12ページ、幼稚園の廃止認可に関する諮問案件、2件を一括してご説明いたします。

まず、諮問番号第1150号(42)をご覧ください。学校法人近江学園が松前郡松前町に設置している「愛幼稚園」についてですが、当時の園長の入院により、園運営が困難になったことにより、平成14年4月より休園をしておりましたが、その後、園長の健康状態はある程度回復し、再開可能となったものの地域の人口が減少し急速に少子化が進んだことにより、法人内で検討した結果、将来にわたり幼稚園の安定運営に必要な園児確保が困難として、今回、廃止の申請があったものです。同園につきましては、平成14年4月1日より休園しており、在園児、教職員とも在籍者はおりません。廃止の時期については、今年度末、平成27年3月31日としています。指導要録につきましては、北海道において保管することとしております。

次に諮問番号第1150号(43)学校法人津別大谷学園が網走郡津別町に設置している「津別青葉幼稚園」についてです。園児数の減少により、幼稚園運営の継続が困難となったため、廃止の申請があったものです。在園児29名のうち、この3月に卒園予定の7名を除く22名は、平成27年4月に開園予定の「認定こども園」に転園す

ることとなっております。教職員につきましては、全員が退職予定となっております。廃止の時期は、園児の卒園及び転園に合わせて平成27年3月31日とし、廃止後、指導要録につきましては、北海道において保管することとしております。

本日の諮問案件の2件についてですが、いずれも、設置者である学校法人は当該幼稚園1園のみを設置運営しておりますことから幼稚園の廃止に伴い、学校法人を解散する予定です。

(42)の愛幼稚園を設置する学校法人近江学園の解散認可申請については、次の諮問事項でお諮りさせていただきますが、(43)の津別青葉幼稚園を設置する学校法人津別大谷学園では、現在、財産処分等、解散に向けた準備を行っているところであり、準備が整い次第、解散認可申請が提出されることとなっておりますので、改めてお諮りさせていただきます。

また、2園の廃止に対する影響についてであります。が、(42)の「愛幼稚園」については、平成14年度より休園しており、松前町内の私立幼稚園の受け入れ可能数に変更はないことから園児の収容に影響はない状況となっております。(43)の「津別青葉幼稚園」が所在する津別町では、今回の廃止により町内に私立幼稚園はなくなることとなりますが、先ほど説明しましたとおり町内に認定こども園が開設される予定であることから、園児の収容に影響はない状況となっております。

以上、幼稚園の廃止認可2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(6) 学校法人の解散認可について

学校法人近江学園の解散認可(諮問番号第1150号(44))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料13ページをご覧ください。学校法人近江学園の解散認可につきまして、説明させていただきます。

今回諮問する案件につきましては、先ほど諮問させていただいた幼稚園の廃止認可申請2件のうち、愛幼稚園を設置する学校法人近江学園から当該幼稚園の廃止に伴い、幼稚園の廃止と同じく平成27年3月31日をもって学校法人を解散するとして認可申請があったものです。

解散に伴う残余財産については、寄附行為に基づき処分することとしており、解散後、4月以降に清算事務を行うこととしております。清算が終了しましたら、本審議会に報告させていただくこととしております。

以上、学校法人の解散認可について、ご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(7) 私立専修学校に係る目的変更認可について

札幌リゾートアンドスポーツ専門学校に係る目的変更認可(諮問番号第1150号(45))について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

私立専修学校に係る目的変更認可につきまして、ご説明いたします。
資料14ページ、諮問番号第1150号の(45)をご覧ください。学校法人三幸学園が

札幌市に設置する「札幌リゾートアンドスポーツ専門学校」の目的変更認可についてですが、当該専門学校は、現在、文化教養分野に健康スポーツ科ほか3学科を設置しておりますが、今回新たに、医療分野を設置したいとして、目的変更認可申請が提出されたものです。

内容としましては、医療分野に鍼灸科及び柔整科の昼間・夜間、計4学科を設置するもので、いずれの学科も修業年限3年、入学定員27名であり、総定員を704名とする申請となっております。

変更時期は、平成27年4月を予定しており、申請書を審査した結果、教員数、校舎面積等は全て基準を満たしております。

変更認可につきましては、厚生労働省からはり師、きゅう師、柔道整復師養成施設の指定を受けることが条件になりますので、その指定について確認をした上で、目的変更認可を行いたいと考えております。

以上、専修学校の目的変更認可につきまして、ご審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(8) 私立専修学校の廃止認可及び学校法人の解散認可について

札幌建築デザイン専門学校の廃止認可（諮問番号第1150号（46））及び学校法人河村育英会の解散認可（諮問番号第1150号（47））について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

私立専修学校の廃止認可1件及び学校法人の解散認可1件につきまして、一括してご説明させていただきます。

まず、資料15ページ、諮問番号第1150号の（46）をご覧ください。

学校法人河村育英会が札幌市に設置する「札幌建築デザイン専門学校」の廃止認可についてです。

入学者の減少等により学校運営の継続が困難となったため、学校廃止の申請があったものです。

在籍していた生徒については、平成25年7月に、全員、他校へ編入しております。

教職員については、平成25年6月に、全員、退職しております。

また、当該専修学校の廃止と併せて「学校法人河村育英会」の解散認可申請が提出されておりますので、指導要録等については、北海道で保管することとしております。

次に、学校法人の解散認可についてであります。資料16ページ、諮問番号第1150号の（47）をご覧ください。

「札幌建築デザイン専門学校」のみを設置する「学校法人河村育英会」から、当該専門学校の廃止に伴い、学校法人を解散するとして解散認可申請があったものです。

解散に伴う残余財産については、寄附行為に基づき処分することとしており、解散後、清算事務を行うこととしております。清算が終了しましたら、本審議会に報告させていただくこととしております。

以上、私立専修学校の廃止認可及び学校法人の解散認可につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

はじめに、資料3に基づき、(仮称)認定こども園あおぞら幼稚園の設置計画の取下げについて、事務局から報告を行った。

次に、資料4及び資料5に基づき「平成26年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会」及び「第69回全国私立学校審議会連合会総会」について出席した委員から報告を行った。

9 閉 会

以上をもって、平成26年度第2回北海道私立学校審議会を終了した。